

令和元年度 第1回二宮町地域公共交通活性化協議会 次第

日 時：令和元年6月17日（月）

午後2時00分より

場 所：二宮町町民センター

2階2Aクラブ室

1. 開 会

2. 会長及び副会長の選出について

3. あいさつ

4. 議 題

(1) 平成30年度 歳入歳出決算について 【報告事項】

(2) へのバスの利用状況について 【報告事項】

(3) へのバスの利用促進策と今後の検討について 【協議事項】

(4) コミュニティバスの臨時運行等に係る証明書について 【承認事項】

(5) デマンドタクシーの休止期間延長に係る証明書について 【承認事項】

(6) 二宮町生活交通確保維持改善計画（案）について 【承認事項】

(7) 二宮町地域公共交通計画について 【協議事項】

(8) その他

5. 閉 会

事前配布資料

- ・資料1：平成30年度 二宮町地域公共交通活性化協議会 歳入歳出決算書
- ・資料2：への♥バスの利用状況
- ・資料3：への♥バスの利用促進策と今後の検討
- ・資料4：コミュニティバスの臨時運行に係る証明書について
- ・資料5：デマンドタクシーの休止期間延長に係る証明書について
- ・資料6：二宮町生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）（案）
- ・資料7：二宮町地域公共交通計画の改訂に伴う事業評価（案）
- ・参考資料：『令和元年度 第1回二宮町地域公共交通活性化協議会 席次表』  
『令和元年度 二宮町地域公共交通活性化協議会委員名簿』  
『二宮町地域公共交通活性化協議会設置要綱』  
『二宮町附属機関が開催する会議の公開及び会議録の公表に関する要綱』

当日配布資料

- ・会計監査報告書

## 平成30年度 二宮町地域公共交通活性化協議会 歳入歳出決算書

## 1) 歳入

(単位：円)

款 項 目	予算額	決算額	増減	説 明
1 補助金	0	0	0	
1 補助金	0	0	0	
1 補助金	0	0	0	国庫補助金
2 負担金	111,000	111,000	0	
1 負担金	111,000	111,000	0	
1 負担金	111,000	111,000	0	二宮町より
3 繰越金	662	665	3	
1 繰越金	662	665	3	
1 繰越金	662	665	3	前年度繰越金
4 雑収入	338	1	△ 337	
1 雑収入	338	1	△ 337	
1 雑収入	338	1	△ 337	利子等
合 計	112,000	111,666	△ 334	

## 2) 歳出

(単位：円)

款 項 目	予算額	決算額	不要額	説 明
1 運営費	111,000	111,000	0	
1 事務費	111,000	111,000	0	
1 事務費	111,000	111,000	0	1. 委員出席報償費 (会議2回開催 65,000円) 2. 町へ戻入金 46,000円
2 事業費	0	0	0	
1 事業費	0	0	0	
1 事業費	0	0	0	
3 予備費	1,000	0	1,000	
1 予備費	1,000	0	1,000	
1 予備費	1,000	0	1,000	
合 計	112,000	111,000	1,000	

歳入合計111,666円-歳出合計111,000円=差引残額666円は、次年度へ繰り越します。

## 会計監査報告書

二宮町地域公共交通活性化協議会設置要綱第6条第3項の規定により、平成30年度歳入歳出決算について監査をした結果、適正なものと認めます。

令和元年 6月 10日

二宮町地域公共交通活性化協議会

監事 神奈川県県土整備局 都市部 交通企画課

副課長 山際 健 

監事 二宮町地区長連絡協議会

釜野地区長 阿部正昭 

にの♥バスの利用状況

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
大人	15,492	11,964	7,295	7,512	7,829	10,493	16,456
子ども	662	447	1,472	1,898	1,436	634	950
障がい者等	665	536	493	699	648	597	892
小計	16,819	12,947	9,260	10,109	9,913	11,724	18,298
運行日数	245	244	244	243	243	244	248
1日平均乗車数	69	53	38	42	41	48	74
運行経費	12,508,650	12,702,900	12,706,200	12,637,944	12,470,760	15,000,120	15,002,356
運賃収入	2,388,400	1,992,250	1,654,400	1,760,800	1,773,800	2,171,400	2,716,700
町負担額	10,120,250	10,710,650	11,051,800	10,877,144	10,696,960	12,828,720	12,285,656
1人の移動に係る町負担額	602	827	1,193	1,076	1,079	1,094	671

●平成29年度(改編前)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	計
大人	610	612	727	738	699	666	4,052
子ども	36	38	44	57	68	90	333
障がい者等	35	42	35	37	47	59	255
小計	681	692	806	832	814	815	4,640
運行日数	20	20	22	20	22	20	124
1日平均乗車数	34	35	37	42	37	41	37
運行経費	1,036,980	1,036,980	1,140,678	1,036,980	1,140,678	928,944	6,321,240
運賃収入	129,100	130,400	153,300	157,000	151,300	148,100	869,200
町負担額	907,880	906,580	987,378	879,980	989,378	780,844	5,452,040
1人の移動に係る町負担額	1,333	1,310	1,225	1,058	1,215	958	1,175

●平成29年度(改編後)

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	月平均額
大人	1,088	1,107	1,104	1,004	959	1,179	6,441	1,074
子ども	51	70	45	39	43	54	302	50
障がい者等	53	60	50	57	63	59	342	57
小計	1,192	1,237	1,199	1,100	1,065	1,292	7,085	1,181
運行日数	21	20	20	19	19	21	120	20
1日平均乗車数	57	62	60	58	56	62	59	-
運行経費	1,505,574	1,433,880	1,433,880	1,362,186	1,437,786	1,505,574	8,678,880	1,446,480
運賃収入	411,200	223,200	165,600	182,500	147,200	172,500	1,302,200	217,033
町負担額	1,094,374	1,210,680	1,268,280	1,179,686	1,290,586	1,333,074	7,376,680	1,229,447
1人の移動に係る町負担額	918	979	1,058	1,072	1,212	1,032	1,041	-

●平成30年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	月平均額
大人	1,091	1,325	1,412	1,537	1,508	1,210	1,545	1,509	1,390	1,240	1,335	1,354	16,456	1,371
子ども	48	60	87	126	86	99	119	87	51	56	59	72	950	79
障がい者等	54	71	88	78	77	69	79	72	101	76	82	45	892	74
小計	1,193	1,456	1,587	1,741	1,671	1,378	1,743	1,668	1,542	1,372	1,476	1,471	18,298	1,525
運行日数	20	21	21	21	23	18	23	21	19	19	22	20	248	21
1日平均乗車数	60	69	76	83	73	77	76	79	81	72	67	74	74	-
運行経費	1,099,840	1,154,832	1,154,832	1,154,832	1,264,816	989,856	1,264,816	1,154,832	1,044,848	1,044,848	1,209,824	2,464,180	15,002,356	1,250,196
運賃収入	168,100	242,000	234,100	237,500	245,400	186,300	262,800	305,900	240,400	183,000	215,000	196,200	2,716,700	226,392
町負担額	931,740	912,832	920,732	917,332	1,019,416	803,556	1,002,016	848,932	804,448	861,848	994,824	2,267,980	12,285,656	1,023,805
1人の移動に係る町負担額	781	627	580	527	610	583	575	509	522	628	674	1,542	671	-

二一ノ手形(6ヶ月)	21	枚	【15枚】
二一ノ手形(12ヶ月)	11	枚	【8枚】
ミーヤ手形(6ヶ月)	6	枚	【4枚】
ミーヤ手形(12ヶ月)	38	枚	【17枚】
二一ノ手形12ヶ月(免許返納分)	21	枚	【17枚】
ミーヤ手形12ヶ月(免許返納分)	2	枚	【2枚】
回数券	321	冊	【217冊】

二一ノ手形(6ヶ月)	12	枚
二一ノ手形(12ヶ月)	5	枚
ミーヤ手形(6ヶ月)	4	枚
ミーヤ手形(12ヶ月)	22	枚
二一ノ手形12ヶ月(免許返納分)	9	枚
ミーヤ手形12ヶ月(免許返納分)	0	枚
回数券	204	冊

にのバス乗降データ集計表(参考)

合計(平成29年10月から平成31年3月分合計)

運行日数 367日

バス停	朝便		1便		2便		3便		4便		5便		6便		7便		8便夕便				合計			割合	
	乗車	降車	乗車	降車	乗車	降車	乗車	降車	乗車	降車	乗車	降車	乗車	降車	乗車	降車	乗車	降車	乗車	降車	乗車	降車	計	全体	①
二宮駅北口	0	437	583	0	0	1384	788	0	0	950	1188	0	0	394	1936	0	0	145	418	0	4913	3310	8223	17.04%	
吾妻神社前★	2	5	62	2	7	66	10	4	0	46	39	0	0	20	1	2	9	7	0	65	130	217	347	0.72%	1.08%
山西	78	6	89	8	28	52	97	8	14	147	41	7	14	43	3	15	33	29	0	67	397	382	779	1.61%	2.42%
防災コミセン	49	6	124	14	131	71	146	18	90	92	82	20	16	59	10	197	8	96	1	105	657	678	1335	2.77%	4.15%
かわわの家	10	233	37	10	93	51	56	20	58	49	31	42	32	14	0	52	0	3	1	35	318	509	827	1.71%	1.71%
川勾神社	30	238	17	88	94	31	27	41	25	32	43	76	41	30	8	51	15	8	2	11	302	606	908	1.88%	2.82%
山西プール	22	2	29	127	114	34	36	15	19	214	30	22	19	180	12	31	0	74	1	19	282	718	1000	2.07%	3.10%
釜野交差点東	60	1	226	11	316	73					61	145	94	86					3	40	760	356	1116	2.31%	3.47%
山西小学校前	13	0	75	11	80	9					61	105	24	53					0	81	253	259	512	1.06%	1.59%
釜野隧道★	79	3	3	6	48	56					18	19	15	16					0	10	163	110	273	0.57%	0.85%
中里2丁目	59	4	14	108	58	314					1	97	156	52					0	10	288	585	873	1.81%	2.71%
釜野橋							173	21	190	149					20	201	37	51			420	422	842	1.75%	2.61%
百合が丘坂下							273	53	242	67					24	281	25	38			564	439	1003	2.08%	3.11%
峠公園★							10	14	16	56					1	63	1	8			28	141	169	0.35%	0.52%
南5号前	31	9	77	119	14	260	199	144	28	62	4	50	16	102	4	10	2	2	0	6	375	764	1139	2.36%	3.54%
南4号前	0	0	11	64	2	119	3	52	4	77	0	8	1	17	2	13	0	3	0	2	23	355	378	0.78%	1.17%
団地中央	512	1	19	89	85	563	150	171	222	240	73	57	44	112	63	11	8	24	0	14	1176	1282	2458	5.09%	7.63%
中里				13	105	28	537	1334	208	215	113	357	52	49	174	398	13	11	16		2405	1218	3623	7.51%	11.25%
中島★			6	3	5	66	39	100	13	18	12	6	5	22	10	6	0	2			90	223	313	0.65%	0.97%
元町北★			0	3	52	56	33	12	4	10	14	22	5	34	5	3	0	24			113	164	277	0.57%	0.86%
栗谷前★			3	1	5	2	10	32	8	16	18	28	29	52	0	28	0	72			73	231	304	0.63%	0.94%
松根			41	8	138	12	37	177	137	31	25	47	20	175	8	104	3	158			409	712	1121	2.32%	3.48%
富士見3丁目北			246	1	457	36	334	162	150	85	70	166	118	105	21	225	2	39			1398	819	2217	4.60%	6.88%
富士見3丁目入口			19	100	179	14	10	107	165	85	2	236	59	73	0	133	1	32			435	780	1215	2.52%	3.77%
寿考園前			326	85	363	98	108	425	106	246	89	202	60	342	31	146	11	317			1094	1861	2955	6.13%	9.18%
富士見児童館前			261	5	841	67					127	195	153	288							1382	555	1937	4.02%	6.01%
富士見交差点上			77	30	167	41					17	181	26	20							287	272	559	1.16%	1.74%
富士見児童館上							107	389	46	236					20	226	5	251			178	1102	1280	2.65%	3.97%
秋葉神社前							80	446	27	157					33	405	2	99			142	1107	1249	2.59%	3.88%
西公園前							24	219	6	44					6	159	2	32			38	454	492	1.02%	1.53%
ラディアン			4	52	71	5	2	237	136	0	4	56	84	4	0	12	34	5			335	371	706	1.46%	2.19%
二宮駅北口			0	1312	641	0	0	1011	1301	0	0	568	1387	0	0	229	1365	0			4694	3120	7814	16.20%	
合計	945	945	2362	2362	4017	4017	4086	4086	3222	3222	2407	2407	2467	2467	2616	2616	1574	1535	426	465	24122	24122	48244	48244	32207

★…利用件数が1日1件未満(運行日367日>乗降者件数)のバス停

①欄平均 3.30%

## にの♡バスの利用促進策と今後の検討

### 1. にの♡バスの利用促進策

No1	山西プールと連携した小学生を対象とした利用促進
概要	夏休み期間中、 <b>にの♡バス</b> を使って山西プールを利用する小学生とその付添い人に対し、帰りの <b>にの♡バス</b> 運賃分の回数券を渡すことで、プール及び <b>にの♡バス</b> の利用を促進する。
No2	幼稚園・保育園児を対象とした乗車練習
概要	駅周辺の幼稚園・保育園に案内を出し、主に年長を対象にバスの乗車練習の一環として <b>にの♡バス</b> に乗車してもらう。なお、引率者分の乗車券は提供する。
No3	幼稚園・保育園児を対象とした絵画等の展示
概要	町内幼稚園・保育園に案内を出し、作成した絵画を一定期間 <b>にの♡バス</b> 内部に展示し、親族等の <b>にの♡バス</b> 乗車につなげる。
No4	休日の試験運行について
概要	利用者が一定程度見込める休日に、 <b>にの♡バス</b> を試験運行し、利用促進と併せ、休日運行の検討を行う。

### 2. 今後の検討

#### ○精神障がい者の利用料減免適応について

- ・現在、身体障害者と知的障がい者のみ適応している障がい者割引について、精神障がい者についても同様の適応とする料金改定について検討する。

#### ○にの♡バスの運行ルートについて

- ・現在、分岐により運行本数が少ない百合が丘坂下ルートと山西小学校前ルートについて、一本化を含めたルート再編について検討する。

コミュニティバスの臨時運行に係る証明書について

道路運送法第 9 条第 4 項及び同法施行規則第 9 条第 2 項に掲げる  
協議が調っていることの証明書（案）

二宮町地域公共交通活性化協議会において、令和元年 6 月 17 日に、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1. 協議が調っている運行系統又は営業区域

- ・変更なし

2. 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法

- ・変更なし

3. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合にはその条件

変更前

運行期間 土日祝祭日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）を除く平日のみ運行

変更後

運行期間 土日祝祭日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）を除く平日のみ運行  
ただし、令和元年 10 月 6 日（日）、令和 2 年 2 月 15 日（土）、16 日（日）は運行

令和元年 6 月 日

二宮町地域公共交通活性化協議会

会長 ● ● ● ●

デマンドタクシーの休止期間延長に係る証明書について

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる  
協議が調っていることの証明書（案）

二宮町地域公共交通活性化協議会において、令和元年6月17日に、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1. 協議が調っている路線又は営業区域
  - ・別紙のとおり
2. 協議が調っている運行系統又は運送の区間
  - ・別紙のとおり
3. 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法
  - ・別紙のとおり
4. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合にはその条件
  - ・平成29年9月30日（土）をもって休止とする。  
期間：平成29年10月1日（日）から平成30年9月30日（日）
  - ・休止期間を延長する。  
期間：平成30年10月1日（月）から令和元年9月30日（月）  
期間：令和元年10月1日（火）から令和2年9月30日（水）

令和元年6月 日

二宮町地域公共交通活性化協議会  
会長 ● ● ● ●

## デマンドタクシーの運行の休止について（案）

### ① 運行区域及び乗降場所

- ・変更なし

### ② 運賃

- ・利用者運賃（1回乗車する時に1人が支払う額）400円  
※ただし、1回の予約で複数人の乗車が申し込まれた場合は、2人乗車 300円  
3人乗車 250円 4人乗車 200円とする。※未就学児は無料

#### 追加項目①（往復利用割引）

- ・往復運賃（往路・復路合わせて2回乗車する時に1人が支払う額）700円  
※ただし、1回の予約で複数人の乗車が申し込まれた場合は、2人乗車 500円  
3人乗車 400円 4人乗車 300円

期間については平成27年11月1日～平成27年12月31日までの2か月間

#### 追加項目②（乗合利用促進キャンペーン）

- ・1回の予約で複数人の乗車が申し込まれた場合は、2人乗車 250円  
3人乗車 200円 4人乗車 150円

期間については平成27年11月1日～平成27年12月31日までの2か月間

### ③ 運行委託事業者

- ・委託事業者 **神奈中タクシー（株）**

※運行事業費（1運行にかかる委託経費）

- ・ A地区（二宮駅・二宮町役場/町民センター・生涯学習センター） 1,230円
- ・ B地区（西友二宮店・マックスバリュ・町民温水プール） 1,650円

### ④ 運行時刻（出発時間）

9時（30）、10時（00/30）、11時（00/30）、12時（00/30）、13時（00/30）  
14時（00/30）、15時（00/30）、16時（00/30）、17時（00） ※平日の運行

追加項目③（土日祝日運行）

期間については平成27年11月1日～平成27年12月31日までの2か月間

## ⑤利用者の登録方法

- ・利用者は事前に利用登録を行う。(平成 27 年 10 月 1 日より開始)

## ⑥乗車する際の予約方法

- ・電話での予約(予約センターへ連絡をする。)
- ・登録者のみ利用可能。
- ・予約受付は乗車の前日まで、又は、乗車当日の 9 時から 16 時 30 分までとし、利用時刻の 30 分前までに予約をする。※ 9 時 30 分発は前日までの予約とする。

## ⑦運行概要

### (1) 旅客自動車運送事業の種類、態様

一般乗合旅客自動車運送事業(区域運行)

### (2) 使用する車両

- ・セダンタイプ(乗車定員: 5 名)
- ・使用台数 27 台(※一般乗用旅客自動車運送事業と併用して使用する。運行時はデマンドタクシーのステッカーを車両に貼る。)
- ・乗車定員 11 人未満の車両を使用する必要性  
運行対象地域は、道路幅員が狭く、また丘陵地であるため、中型及び大型車両で運行することは困難であるため。

## ⑧運行開始を予定する日(道路運送法第 4 条を変更する日)

平成 29 年 9 月 30 日(土)をもって休止とする

(平成 29 年 10 月 1 日(日)から平成 30 年 9 月 30 日(日))

休止する期間の延長 ・平成 30 年 10 月 1 日(月)から令和元年 9 月 30 日(月)

・令和元年 10 月 1 日(火)から令和 2 年 9 月 30 日(水)

令和元年6月 日  
二宮町地域公共交通活性化協議会  
会長 ● ● ● ●

<b>生活交通確保維持改善計画の名称</b>
二宮町生活交通確保維持改善計画 (地域内フィーダー系統確保維持計画)
<b>1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性</b>
<p>二宮町は、JR東海道本線の二宮駅を起点とし、国道1号と県道71号(秦野二宮線)を軸とした路線バスを中心に、タクシー、コミュニティバスにより構成される公共交通機関網が広がっている。</p> <p>これらの公共交通機関網は、駅や大規模商店、病院などを利用する町民のうち、特に車を運転できない方の日常生活を維持する上で必要不可欠なものである。</p> <p>しかし、自家用車の普及と近年深刻化している人口減少により、利用者の減少や運転手の不足に起因した路線の縮小などが発生している。</p> <p>このような中、路線の縮小や地形的要因(急傾斜地)で発生した公共交通空白不便地域の生活の足を確保するため、平成25年度にコミュニティバスの再編を行ったうえデマンド型交通を導入した。</p> <p>しかし、デマンド型交通は、利用促進策を実施しても利用実績が目標値に程遠く及ばず、導入地域からもコミュニティバスの利用希望が多くなったため、平成29年9月末をもって休止とし、デマンド型交通を導入していた地域を含めコミュニティバスの再編を行った。</p> <p>コミュニティバスの再編に際し、町の交通計画に掲げる「誰もが移動手段を確保することができ、維持し続けられることができる公共交通体系」となるため、停留所の設置箇所やルート、ダイヤを再設定したほか、町民がコミュニティバスを乗り支える仕組みや利用実績を把握できるシステムを導入した。</p> <p>今後、さらなる高齢化の到来が見込まれる中、高齢者による交通事故や孤立する高齢者等の発生を防ぐためにも、地域公共交通確保維持改善事業により地域公共交通の確保・維持し、いわゆる交通弱者の生活の足を確保していくことが必要である。</p>
<b>2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果</b>
<b>(1) 事業の目標</b>
<b>【目標】</b> ○コミュニティバス乗車人数 (実績 74人/日) H30.4~H31.3 目標 令和2年 100人/日 令和3年 100人/日 令和4年 100人/日 ○乗り支える仕組みへの協力 手形及び回数券購入者(冊)(実績 256人) H30.4~H31.3 目標 令和2年 310人 令和3年 320人 令和4年 320人 ○外出が週1回未満の高齢者割合の減少 (現状 5.9% 平成29年2月) 目標 令和2年 5%未満(※町民アンケートより)

<b>(2) 事業の効果</b>	
<p>今後増大する高齢者を中心とする交通弱者やデマンド型交通を導入していた交通不便地域（山西地区及び富士見が丘・松根地区）の、日常生活に必要な移動手段が確保される。また、他の公共交通機関と連携するため、交通結節点を中心とした運行をすることで、交通弱者等の移動範囲が拡大したり社会参画が促進されたりして、結果として地域の活性化が期待できる。さらに、割引手形などの乗り支える仕組みを導入することで、交通弱者以外の方にも利用が促進され、現在の公共交通を維持する「乗り支える意識」の醸成を図る。</p>	
<b>3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・バス停ごとの乗降データを活用し、実績に応じた利用促進策及びバス停・バスルートの改編を検討する。 （二宮町、地域住民）</li> <li>・沿線の学校に利用促進を行う。（二宮町）</li> </ul>	
<b>4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者</b>	
別添の表1のとおり。	
<b>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者</b>	
二宮町は、運行事業者の運行経費から、運行収入及び国庫補助金等を差し引いた差額分を負担することとしている。	
<b>6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称</b>	
神奈川中央交通西株式会社	
<b>7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法</b> <b>【活性化法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】</b>	
※該当なし	
<b>8. 別表1の補助対象事業の基準ニただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要</b> <b>【地域間幹線系統のみ】</b>	
※該当なし	
<b>9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧</b> <b>【地域間幹線系統のみ】</b>	
※該当なし	
<b>10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項</b> <b>【地域間幹線系統のみ】</b>	
※該当なし	
<b>11. 外客来訪促進計画との整合性</b> <b>【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】</b>	
※該当なし	
<b>12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要</b> <b>【地域内フィーダー系統のみ】</b>	
別添の表5のとおり。	

13. 車両の取得に係る目的・必要性

**【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

二宮町のコミュニティバスの車両は平成 12 年から路線バスとして運行していたものを、平成 14 年からコミュニティバスとして運行したもので、耐用年数を大幅に上回るため老朽化が著しく、山坂が多い二宮町の地域的特性を考慮すると故障や排気ガスの問題もあり、早急に更新する必要がある。

また、「誰もが利用できる」交通手段とするため、高齢者や子育て世帯が利用しやすいノンステップ車両とする必要がある。

14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

**【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

(1) 事業の目標

【目標】

- コミュニティバス乗車人数 (実績 74 人/日) H30. 4～H31. 3  
目標 令和 2 年 100 人/日 令和 3 年 100 人/日 令和 4 年 100 人/日
- 乗り支える仕組みへの協力 手形及び回数券購入者 (冊) (実績 256 人) H30. 4～H31. 3  
目標 令和 2 年 310 人 令和 3 年 320 人 令和 4 年 320 人
- 外出が週 1 回未満の高齢者割合の減少 (現状 5.9% 平成 29 年 2 月)  
目標 令和 2 年 5%未満 (※町民アンケートより)

(2) 事業の効果

ノンステップ車両の導入により、誰もが乗りやすく、使いやすいものとなり、特に高齢者や妊産婦、身体的障害がある方の利用が期待される。

また、新規更新した車両に町の PR キャラクターを活用したラッピングをすることで、普段自家用車を使用しがちな子育て世帯にも関心をもってもらい、利用していただくことで、環境面においても効果が期待できる。

なお、これまで把握が困難であったバス停ごとの乗降データが集計できる機材を導入することで、利用実績に応じた運行の見直しを定期的に行い、利便性を向上させていく。

15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者 **【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

別添の地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱表 6 及び表 8

なお、二宮町は運行事業者の車両取得に要する費用の内、国庫補助金を差し引いた差額分を負担することとしている。

16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画 (車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策)

**【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

※該当なし

## 17. 協議会の開催状況と主な議論

平成 23 年 8 月 4 日	協議会設立・事業内容についての協議
平成 24 年 1 月 18 日	ワークショップ、地域公共交通計画の協議
平成 24 年 2 月 21 日	地域公共交通における目標・基本方針の決定
平成 24 年 6 月 28 日	二宮町における地域公共交通施策の協議
平成 24 年 10 月 24 日	地域公共交通計画施策の検討、モビリティ・マネジメントの実施協議
平成 24 年 12 月 18 日	二宮町地域公共交通計画素案の検討
平成 25 年 2 月 22 日	二宮町地域公共交通計画（案）、生活交通ネットワーク計画（案）の協議
平成 25 年 6 月 26 日	生活交通ネットワーク計画の協議
平成 25 年 8 月 28 日	デマンドタクシーの運行、コミュニティバスの再編の協議
平成 26 年 3 月 28 日	デマンドタクシー・コミュニティバスの運行状況報告
平成 26 年 6 月 26 日	生活交通ネットワーク計画の協議
平成 27 年 2 月 19 日	コミュニティバス・デマンドタクシーの利用状況等の報告
平成 27 年 6 月 22 日	生活交通確保維持改善計画の協議
平成 28 年 1 月 29 日	平成 27 年度事業評価の協議（書面協議）
平成 28 年 3 月 28 日	コミュニティバス・デマンドタクシーの利用状況の報告
平成 28 年 6 月 30 日	生活交通確保維持改善計画の協議（書面協議）
平成 28 年 7 月 21 日	コミュニティバス及びデマンドタクシーの見直し方向性の協議
平成 28 年 12 月 21 日	デマンドタクシーの休止及びコミュニティバス再編の協議
平成 29 年 1 月 24 日	平成 28 年度事業評価の協議（書面協議）
平成 29 年 3 月 9 日	コミュニティバス運行ルート・時刻表、乗り支える仕組み導入の協議
平成 29 年 5 月 19 日	コミュニティバス運行計画、二宮町地域公共交通計画の協議
平成 29 年 6 月 28 日	コミュニティバス運行計画の修正協議（書面協議）
平成 29 年 8 月 31 日	生活交通確保維持改善計画の協議
平成 30 年 1 月 31 日	平成 29 年度事業評価の協議（書面協議）
平成 30 年 2 月 15 日	二宮町地域公共交通計画（中期施策）、バスの愛称の協議
平成 30 年 6 月 14 日	コミュニティバス運行計画、生活交通確保維持改善計画の協議
平成 31 年 1 月 23 日	平成 30 年度事業評価の協議
令和元年 6 月 17 日	コミュニティバス運行計画、生活交通確保維持改善計画の協議

## 18. 利用者等の意見の反映状況

平成 23 年度	・町民アンケート調査（9 月）・町民ワークショップ（11 月～12 月）
平成 24 年度	・地区別懇談会及び地区別アンケート（6～9 月） ・二宮駅マイカー送迎モビリティ・マネジメント（11 月～2 月） ・町民意見募集（1～2 月）
平成 25 年度	・地区説明会（5 月・9 月）・地区役員との意見交換会（随時実施）
平成 26 年度	・地区役員との意見交換会（随時実施）・モビリティ・マネジメント（10 月）
平成 27 年度	・地区役員との意見交換会（随時実施） ・コミュニティバス・デマンドタクシー利用意向アンケート調査（2 月）
平成 28 年度	・地区役員との意見交換会（随時実施）・見直しに向けた意見交換会（9 月・11 月） ・コミュニティバス運行ルート（案）及び時刻表（案）に対する意見募集（12 月～1 月）
平成 29 年度	・地区役員との意見交換会（随時実施）
平成 30 年度	・地区役員との意見交換会（随時実施）

19. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	神奈川県（県土整備局都市部交通企画課）
関係市区町村	二宮町（副町長）
交通事業者・交通施設管理者等	神奈川中央交通株式会社 相模中央交通株式会社 JR 東日本旅客鉄道株式会社横浜支社 一般社団法人神奈川県バス協会 一般社団法人神奈川県タクシー協会 神奈川県大磯警察署 神奈川県平塚土木事務所 二宮町（都市部）
地方運輸局	関東運輸局神奈川運輸支局
その他協議会が必要と認める者	学識経験者（東海大学教授） 二宮町地区長連絡協議会 二宮町PTA連絡協議会 二宮町ゆめクラブ連合会 一般公募町民 二宮町（健康福祉部）

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）神奈川県中郡二宮町二宮 9 6 1

（所 属）二宮町政策総務部企画政策課（協議会事務局）

（氏 名）竹内伸介・高橋梓

（電 話）0463-71-3311 内線 356

（e-mail）kikaku@town.ninomiya.kanagawa.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

令和2年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)
二宮町	神奈川中央交通西株式会社	(1) 二宮町コミュニティバス1(右循環)	二宮駅北口	山西小学校前・富士見が丘児童館前	二宮駅北口	11.4km 循環	241日	482回		路線定期運行	②(2)	二宮駅北口バス停で地域間幹線系統秦野二宮線と接続、二宮駅で鉄道東海道本線と接続	③
	神奈川中央交通西株式会社	(2) 二宮町コミュニティバス1(左循環)	二宮駅北口	富士見が丘児童館前・山西小学校前	二宮駅北口	11.8km 循環	241日	482回		路線定期運行	②(2)	二宮駅北口バス停で地域間幹線系統秦野二宮線と接続、二宮駅で鉄道東海道本線と接続	③
	神奈川中央交通西株式会社	(3) 二宮町コミュニティバス2(右循環)	二宮駅北口	峠公園・西公園前	二宮駅北口	10.9km 循環	241日	482回		路線定期運行	②(2)	二宮駅北口バス停で地域間幹線系統秦野二宮線と接続、二宮駅で鉄道東海道本線と接続	③
	神奈川中央交通西株式会社	(4) 二宮町コミュニティバス2(左循環)	二宮駅北口	西公園前・峠公園	二宮駅北口	11.3km 循環	241日	241回		路線定期運行	②(2)	二宮駅北口バス停で地域間幹線系統秦野二宮線と接続、二宮駅で鉄道東海道本線と接続	③
		(5)				往 km 復 km	日	回					

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	二宮町
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	2870
交通不便地域	588

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法
442	富士見が丘地区	関東運輸局長指定
146	山西地区	関東運輸局長指定

国庫補助上限額の算定

対象人口	算定式	国庫補助上限額
588人	$588人 \times 120円 \times 0.7 + 200万円 =$	2,049,392円

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。  
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域(過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。)、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領(2.(1)⑭)に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2)添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図  
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)

表6 車両の取得計画の概要(地域内フィーダー系統)

市区町村	バス事業者等名	申請 番号	運行の用に供す る補助対象系統 名 (申請番号)	補助対象車両の種別			乗車 定員	購入年月	再編 特例 措置	購入等の種別
				イ	ロ	ハ				
二宮町	神奈川中央交通西株式会社	1	(1) 二宮町コミュニティバス1 (右・左循環) ～ (4) 二宮町コミュニティバス2 (右・左循環)	ノンステップ型	スロープ付き	標準仕様	34			一括
		2								
		3								
		4								
		5								

(注)

1. 「補助対象車両の種別」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型又は小型車両の別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様(ノンステップバス認定要領(平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号)に基づく認定を受けたもの)又は非標準仕様の別を記載すること。
2. 「乗車定員」については、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当りの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両保安基準第24条、第53条)。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「○」を記載する。
4. 「購入年月」については、初年度については購入予定年月を記載すること。
5. 「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。

## 二宮町地域公共交通計画の改訂に伴う事業評価(案)

令和元年6月17日時点

施策	取り組み内容	取り組み実績	評価	継続性	備考
公共交通機関の充実	二宮町コミュニティバスの再編	H29年度に再編完了	A	A	ニーズ、費用対効果を勘案し効率化に向けた再編
	新たな地域公共交通システムの研究	複数の手法を研究	B	A	更なる高齢化社会に向け研究が必要
	路線バスの維持		D	C	地域住民への啓発方法を検討する必要
	タクシーの維持・有効活用の検討	要介護高齢者の移送サービス	B	C	有効な維持・活用策の検討が必要
設備・車両の高質化	公共交通のバリアフリー化	コミバス車体に実施	B	C	事業規模が大きく、あり方の検討が必要
	交通結節点の利便性向上	懸案個所の抽出	C	B	結節点の環境は重要だが改善が困難
公共交通利用促進策の展開	地域公共交通維持推進策の検討・導入	手法を検討するも未実施	C	B	仕組みづくりの前に意識向上が必要
	公共交通の情報提供	イベント等でのマップ配布	B	B	紙ベース以外の情報提供を検討
	モビリティ・マネジメント		D	B	乗り換える意識の向上のために必要
仕組みづくり	地域住民が主体となる「コミュニティ交通」活性化の仕組みづくり	一色小学校区地域再生協議会で実施	B	A	意識向上のために必要
重点プロジェクト	交通空白不便地域を対象としたコミュニティバスの運行	H29年度に再編完了	A	A	ニーズや情勢を踏まえた運行が必要
	エリア型デマンドタクシーの休止と今後の交通弱者の増大に対応する最適な交通システムの研究	複数の手法を研究	B	A	更なる高齢化社会に向け研究が必要
	公共交通を支える意識醸成に向けた仕組みの導入	割引手形を導入	A	D	地域公共交通における取り組みは限界
	(仮称) 地域住民交通協議会の設立運営の協力支援	一色小学校区地域再生協議会で実施	B	A	意識向上のために必要

評価 A…実施完了 B…一部実施 C…検討中 D…未実施

継続性 A…継続実施 B…一部修正して実施 C…取り組み自体を検討 D…継続の必要性が低い

# 令和元年度 第1回 二宮町地域公共交通活性化協議会 席次表

開催日時 : 令和元年6月17日(月) 午後2時00分～

開催場所 : 二宮町町民センター 2階 2Aクラブ室

敬称略

相模中央交通 重田 裕也
-----------------

二宮町地区長 連絡協議会 <b>阿部 正昭</b>	(一社)神奈川県 タクシー協会 <b>露木 幸一</b>	(一社)神奈川県 バス協会 <b>小堤 健司</b>	相模中央交通 (株) <b>小嶋 光行</b>	神奈川中央交通 (株) <b>山下 康宏</b>	二宮町副町長 <b>府川 陽一</b>
---------------------------------	------------------------------------	----------------------------------	-------------------------------	--------------------------------	------------------------

二宮町都市部 都市整備課 計画指導班長 楠田 光孝
二宮町都市部 都市整備課長 宮下 雅光

二宮町政策総務部 企画政策課 企画調整班 高橋 梓
二宮町政策総務部 企画政策課 企画調整班長 竹内 伸介

一般公募 <b>高見 利和</b>
一般公募 <b>依田 久司</b>

国土交通省 関東運輸局 神奈川運輸支局 <b>小泉 伸介</b>	神奈川県 平塚土木事務所 <b>浅野 雄一</b>	二宮町都市部 <b>椎野 文彦</b>	神奈川 大磯警察署 <b>伊澤 浩明</b>	東海大学工学部 土木工学科 <b>梶田 佳孝</b>	二宮町健康福祉部 <b>松本 幸生</b>
---	---------------------------------	------------------------	------------------------------	----------------------------------	--------------------------

副会長
-----

会長
----

二宮町健康福祉部 高齢介護課 地域包括ケアシ ステム推進班長 松本 義明
二宮町健康福祉部 高齢介護課長 中舘 恵理子

二宮町政策総務部 企画政策課長 宮嶋 智也
二宮町政策総務部 政策担当部長 志賀 道郎

神奈川県 県土整備局 <b>山際 健一</b>	二宮町都市部 <b>椎野 文彦</b>
-------------------------------	------------------------

神奈川県 大磯警察署 <b>伊澤 浩明</b>	東海大学工学部 土木工学科 <b>梶田 佳孝</b>
-------------------------------	----------------------------------

二宮町健康福祉部 <b>松本 幸生</b>
--------------------------

令和元年度 二宮町地域公共交通活性化協議会委員名簿

No.	氏名	所属団体	区分	備考
1	府川 陽一	二宮町	1号	
2	山下 康宏	神奈川中央交通株式会社	2号	
3	小嶋 光行	相模中央交通株式会社	3号	
4	小堤 健司	一般社団法人神奈川県バス協会	4号	
5	露木 幸一	一般社団法人神奈川県タクシー協会	4号	
6	阿部 正昭	二宮町地区長連絡協議会	5号	
7	高見澤 秀男	二宮町ゆめクラブ連合会	5号	
8	里見 拓	二宮町PTA連絡協議会	5号	
9	高見 利和	一般公募	5号	
10	依田 久司	一般公募	5号	
11	小泉 伸介	国土交通省関東運輸局神奈川運輸支局	6号	
12	浅野 雄一	神奈川県平塚土木事務所	8号	
13	山際 健一	神奈川県県土整備局	8号	
14	椎野 文彦	二宮町都市部	8号	
15	伊澤 浩明	神奈川県大磯警察署	8号	
16	東 耕太郎	東日本旅客鉄道株式会社横浜支社	8号	
17	梶田 佳孝	東海大学 工学部土木工学科	8号	
18	松本 幸生	二宮町健康福祉部	8号	

## 二宮町地域公共交通活性化協議会設置要綱

### (設置)

第1条 二宮町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）に基づき、地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）の作成に関する協議等を行うため、並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

### (協議事項)

第2条 協議会は次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 連携計画の策定及び変更の協議に関する事項
- (2) 連携計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (3) 連携計画に位置づけられた事業の実施に関する事項
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (5) 町が運営する有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (6) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項

### (協議会の構成員)

第3条 協議会の委員は、委員20名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者により構成し、町長が委嘱又は任命する。

- (1) 二宮町長又はその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表
- (3) 一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者の代表
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体の代表
- (5) 住民又は利用者の代表
- (6) 関東運輸局神奈川運輸支局長又はその指名する者
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表

(8) 前各号に掲げる者のほか、道路管理者、神奈川県警察、学識経験者その他協議会が必要と認める者。

3 前項第2号から第4号まで及び第6号から第8号までに掲げる委員については、協議会に代理人を出席させることができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合には、後任者を充て、その残任期間とする。

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

5 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

6 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

7 会議の議決方法は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は会長の決するところによる。

8 会議は原則として公開とする。

9 会長は、必要があると認める場合には、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(監査)

第6条 協議会に監事を置く。

2 監事は、委員のうちから会長が指名する。

3 監事は、交通会議に関する出納監査を行い、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務)

第7条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第8条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日を持って打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(協議結果の取扱い)

第9条 協議会において協議が調った事項については、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(幹事会)

第10条 協議会は、第2条の協議事項に関して必要な事項を処理するため、幹

事会をおく。

2 幹事会は、第3条に定める構成員その他協議会が必要と認めた者を委員とする。

3 幹事会は、必要に応じて、関係者を招集し意見を聴くことができる  
(事務局)

第11条 協議会の業務を処理するため、政策総務部企画政策課に協議会の事務局を置く。

2 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。  
(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年5月9日から施行する。

2 この要綱の規定により最初に任命された委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

## 二宮町附属機関等が開催する会議の公開に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、二宮町町民参加活動推進条例（平成18年二宮町条例第3号。以下「条例」という。）第10条に規定する二宮町附属機関及びこれに類するもの（以下「附属機関等」という。）が開催する会議の公開について、必要な事項を定めることで、町民に透明かつ公正な会議の運営を図るとともに、行政運営の透明性の向上を図り、町民との相互信頼に基づく町政の推進に資することを目的とする。

### (会議開催の周知)

第2条 附属機関等の庶務を担当する課等の長（以下「庶務担当課長」という。）は、会議を開催するに当たり、当該会議開催の概ね1週間前までに、町のホームページへの掲載その他適切な方法により、次の各号に掲げる事項を周知するものとする。ただし、予め会議を非公開で行うことを決定しているとき及び緊急に会議を開催する必要があるときは、この限りでない。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催の日時
- (3) 開催の場所
- (4) 議題
- (5) 傍聴を認める者の定員
- (6) 傍聴手続
- (7) 問い合わせ先
- (8) その他必要な事項

### (会議公開の方法等)

第3条 附属機関等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行うこととし、原則として次の各号のとおりとする。

- (1) 傍聴を認める者の定員を会議の開催場所等に応じて定めることとし、会場に一定の傍聴席を設けるものとする。
- (2) 会場入り口に受付名簿（第1号様式）を備え、傍聴の受付は、会議開催時刻の15分前から開始し、会議開始をもって終了する。この場合において、途中入室は認めないものとする。
- (3) 傍聴を希望する者が定員を超えたときは、先着順により傍聴を認める者

を決定するものとする。ただし、受付を開始した時点で傍聴を希望する者が定員を超えている場合は、抽選により決定するものとする。

- (4) 庶務担当課長は、会議資料（二宮町情報公開条例（平成21年二宮町条例第26号。以下「情報公開条例」という。）第5条第1項各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）が記載されている部分を除く。以下同じ。）を閲覧に供し、会議終了後は回収するものとする。ただし、資料が貴重、高額、大量であるなどの理由により、会議資料を閲覧に供することができない場合については、審議事項が分かる資料の提供をもって、これに代えることができる。
- (5) 庶務担当課長は、会議が公正かつ円滑に行われるよう、第5条に定める遵守事項を記載した「傍聴者の遵守事項」（第2号様式）を傍聴者に配布すること等により、会議場内の秩序の維持に努めなければならない。

（傍聴の制限）

第4条 附属機関等は、前条の規定にかかわらず、次の各号に該当する者について、傍聴を制限することができる。

- (1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのあるものを携帯している者。
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕類又は太鼓等楽器類を携帯している者。
- (3) 酒気を帯びていると認められる者。
- (4) その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な行動が認められる者。

（傍聴者の遵守事項）

第5条 傍聴者は、傍聴席において次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 発言、私語、談話、拍手等をしないこと。
- (2) 議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。
- (3) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (4) 会議の会場において撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。  
ただし、会議開始前に附属機関等の長の許可を得た者はこの限りでない。
- (5) 会議の前後においても静穏を害する行為をしないこと。
- (6) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (7) 携帯電話及びスマートフォン等の電源を切る、又はマナーモードに設定すること。
- (8) 係員の指示に従うこと。
- (9) その他会議の妨害となるような挙動をとらないこと。

（傍聴者の退場）

第6条 附属機関等の長は、前条による必要な指示をしたにも関わらず、指示

に従わない傍聴者を退場させることができる。

(会議資料の写しの交付に要する費用)

第7条 第3条第4号において閲覧に供された会議資料の写しの交付を受けようとする者は、情報公開条例第11条第2項により、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(会議録の作成及び公表)

第8条 庶務担当課長は、附属機関等の会議終了後、速やかに会議録を作成し、町ホームページへの掲載その他適切な方法により公開するよう努めなければならない。ただし、非公開情報が記載されているものは、この限りでない。

2 会議録には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催の日時及び場所
- (3) 出席者
- (4) 議題
- (5) 会議内容の要旨
- (6) その他必要な事項

(会議の非公開)

第9条 附属機関等の会議は、次の各号のいずれかに該当する場合、条例第10条ただし書の規定に基づき公開しないことができる。

- (1) 法令又は条例等の規定により、会議が非公開とされているとき
- (2) 非公開情報に該当すると認められる事項について審議等を行うとき
- (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められるとき
- (4) その他会議の円滑な運営に支障があると認められるとき

2 前項の非公開の決定は、附属機関等の長が当該会議に諮って行うものとする。

3 附属機関等は、会議を公開しないことを決定した場合には、その理由を明らかにしなければならない。

4 附属機関等が会議を公開しないことを決定した場合には、その会議録についても非公開とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めのない事項は、附属機関等の長が当該会議に諮って、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

受付名簿

No.	住 所	氏 名
1		

傍聴者の方へ

- ※ 定員に限り傍聴可能です。（先着順です。）
- ※ 当日非公開と決定した場合には、傍聴することができません。
- ※ 次の各号に該当する者については、傍聴することができません。
  - (1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのあるものを携帯している者。
  - (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕類又は太鼓等楽器類を携帯している者。
  - (3) 酒気を帯びていると認められる者。
  - (4) その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な行動が認められる者。
- ※ 別紙『傍聴者の遵守事項』事項に違反した場合又は係員の指示に従わない場合は、退場を命じることがあります。

## **傍聴者の遵守事項**

- 1 傍聴者は、会議を傍聴するときには、次の事項を守ってください。
  - (1) 発言、私語、談話、拍手等をしないこと。
  - (2) 議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。
  - (3) みだりに傍聴席を離れないこと。
  - (4) 会議の会場において撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。  
ただし、会議開始前に附属機関等の長の許可を得た者はこの限りでない。
  - (5) 会議の前後においても静穏を害する行為をしないこと。
  - (6) 飲食又は喫煙をしないこと。
  - (7) 携帯電話及びスマートフォン等の電源を切る、又はマナーモードに設定すること。
  - (8) 係員の指示に従うこと。
  - (9) その他会議の妨害となるような挙動をとらないこと。
  
- 2 傍聴者が上記の事項に違反した場合又は係員の指示に従わない場合は、退場してもらうことがあります。
  
- 3 会議資料は会議後に回収させていただきますので、机の上にそのまま置いてお帰りください。  
なお、会議資料（非公開情報を除く）が必要な方は、会議終了後、事務局へお申し出ください。  
※二宮町情報公開条例に基づき、会議資料の作成費用をご負担していただくことで、会議資料を交付させていただきます。（白黒 10円/1面、カラー20円/1面）

## 〇〇〇会議の開催について

1. 日 時

平成〇年〇月〇日 ( ) 午 時 分より

2. 場 所

3. 議 題

- (1)
- (2)
- (3)

4. 傍聴を認める者の定員

10人(先着順です。ただし、受付を開始した時点で定員を超えている場合は、抽選により決定します。)

5. 傍聴手続

開催日当日、会場にて直接お申込みください。

受付時間は、会議開催時刻の15分前から会議開始までです。

なお、会議開始後の途中入室は、認められません。

6. 問い合わせ先

部 課 班

電 話 0463-71-3311(内線 )

F A X 0463-73-0134

Eメール [\\_\\_\\_\\_\\_@town.ninomiya.kanagawa.jp](mailto:_____@town.ninomiya.kanagawa.jp)